

令和4年度温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、実施可能と思料されるものから環境配慮契約の取組を行った。

2 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物に関する契約及び⑥産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①及び②について、環境配慮契約を行った。

(1) 電気の供給を受ける契約

令和4年度を対象期間とした契約のうち、環境配慮契約を締結したのは49件であり、その使用電力量は、300,318kWhであった。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

令和4年度における契約のうち、環境配慮契約を締結したのは2台（全て賃借）であり、リース価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

以上